

検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第1回）

日 時：平成30年10月30日（火）8：00～9：30

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、大崎委員、小川委員、川上委員、後藤委員代理、瀬尾委員、
竹宮委員、林委員、福井委員、宮島委員

【参考人】インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 村井座長

【各省等】文化庁 水田著作権課長

総務省 中溝消費者行政第二課長、渋谷情報通信作品振興課長

経済産業省 高木コンテンツ産業課長

警察庁 鈴木生活経済対策管理官

法務省 松波民事局付

【事務局】住田局長、川嶋次長、内藤次長、中野参事官、岸本参事官、仁科参事官、
高本企画官、曾根参事官補佐、樫尾参事官補佐、小松崎参事官補佐

1. 開会

2. 議事

(1) インターネット上の海賊版対策について

(2) 意見交換

3. 閉会

○岸本参事官 皆様、おはようございます。

まだ少し時間はございますけれども、本日、冒頭から御出席の委員の先生方がおそろいでございますので、ただいまから「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合」を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の岸本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本委員会は、平成25年10月25日に知的財産戦略本部長決定により開催されることとなりました有識者会議でございます。今後、知的財産推進計画2018の検証及び次期計画策定に向けて、有識者の皆様のさまざまな識見をお借りしたいと考えております。

本日、御出席いただいております委員及び関係省庁の方々は座席表のとおりでございますので、ごらんいただければと思います。

始めに、本日の会合は、本委員会の新しいサイクルでの最初の会合でございますので、新たに本会合に御参加いただくこととなった委員の方々を御紹介させていただきます。

お手元に配付しております委員名簿をごらんください。このたび新しく、フジテレビジョン取締役の小川委員、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長の早川委員、弁護士の林委員のお三方に、本コンテンツ分野会合に御参加いただくこととなりました。

早川委員は、本日は所用のため御欠席と御連絡をいただいております。

小川委員は、この後、30分ほどおくれるの御出席の予定と伺っております。どうぞよろしく願いいたします。

また、本会合の座長につきましては、引き続き中村委員をお願いしております。よろしく願いいたします。

それから、本日は、参考人として、インターネット上の海賊版対策に関する検討会議の共同座長のお一方として、村井座長をお招きしております。よろしく願いいたします。

それでは、委員会開催に先立ち、知財事務局の局長、住田のほうから御挨拶をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○住田局長 皆様、おはようございます。朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうは村井座長にも来ていただいておりますけれども、インターネット上の海賊版対策に関する検討会議をこれまで6月からやってまいりましたが、その検討の状況について御報告をいただこうということでございまして、その後、皆様からの御意見を頂戴しようということでございます。

この海賊版対策につきましては、御案内のとおり、去年の終わりぐらいから非常に悪質な侵害サイトが登場いたしまして、それへの対応ということで、知財本部といたしましても、政府を挙げてやっていくことが必要だということで、4月に緊急対策という決定をし

たわけでございますけれども、それに基づきまして、何らかの今後の対策をしっかりと検討せよということで、検討会議を開催してまいったわけでございます。

いろいろと検討会議の中身につきましては、報道などでも御存じの方が多いたと思いますし、きょうお集まりの委員の皆様方の中でも、実際に検討会議のメンバーとして御尽力をいただいた方々も多くいらっしゃいますので、きょうはその中身について御報告をいただいた後、議論をしていただければと思うところでございます。

なかなか検討会議自体はいろいろな意味で異例の展開もございましたし、冒頭からかなり厳しい御意見が、対立があるだろうということが予想されただけに、委員の皆様には建設的な御議論をお願いしておったわけでございますけれども、事務局の行き届かないところもいろいろとあったかと思いますが、きょう、報告をいただくような状況ということになってございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○岸本参事官 それでは、報道のカメラ撮りのほうはここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○岸本参事官 続きまして、事務局のほうから、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。

本日の配付資料ですけれども、資料1-1から1-3まで、3つに分けて3種類ございます。それから、参考資料として、検証・評価・企画委員会の開催、運営に関する資料が3つございます。また、クリップ留めで、机上配付でございますけれども、4月13日の緊急対策についてお配りさせていただいております。

不足などがございましたら、お申し出いただければと思います。よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入りたいと思います。本日は、インターネット上の海賊版対策に関する検討会議の中村座長と村井座長のほうから、会議での検討状況について御報告をいただきまして、その後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますと考えております。

まず、事務局のほうから、検討会議の設置の背景、経緯などについて簡単に御説明させていただきます。

この件に関しましては、前回のこの会議、5月2日でございますけれども、検証・評価・企画委員会のほうで御説明をさせていただいております。本年4月13日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議にて決定をされました、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」、机上配付でクリップ留めさせていただいているものでございますけれども、そちらのほうを受けまして検討が開始されたという経緯がございます。

この緊急対策でございますけれども、先ほど局長のほうから御説明させていただきましたように、昨年秋ごろから春先にかけて、著作権侵害のコンテンツを多数掲載した海賊版サイトの被害が深刻化したということを受けまして、特に悪質な海賊版サイトの閲覧をできなくする、いわゆるサイトブロッキングに関しての考え方を整理し、刑法第37条の緊急避難の要件を満たす場合には違法性が阻却されるとした上で、法制度整備が行われるまで

の間の臨時的かつ緊急的な措置として、また、民間事業者による自主的な取り組みとして、3つのサイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングが行われることが適当と考えられるとの見解をお示ししたものでございます。

このときに、あわせまして、クリップ留めの一番後ろの1枚物の紙をごらんいただきたいと思うのですが、「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」というタイトルのものですが、今後の進め方について決定をしております、(3)をごらんいただきたいのですが、法制度整備といたしまして、海賊版サイトへのブロッキングについて、緊急の対応として(1)(2)の措置を講じつつ、並行して法的根拠を明確にするため、通信の秘密、知る権利との関係を含む法的論点について検討を行い、関係者の理解を得つつ、次期通常国会を目指し、速やかに法制度の整備に向けて検討を行うこととされておりました。

また、一番下の黒ポツですが、リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応につきましても、早急に検討を進めまして、臨時国会または次期通常国会を目指し法案を提出するということとされておりました。

こういったことを受けまして、本日の参考資料の3でございますけれども、4月の検証・評価・企画委員会において、インターネット上の海賊版対策に関する検討会議が設置されまして、参考資料3の裏面にありますような委員20名の方々に御参画いただきまして、6月以降、およそ一月に2回程度のペースで9回会議を開催してまいりました。

検討会議では、コンテンツの流通促進策、既存の海賊版対策の検証・評価に加えまして、ブロッキングの法制度を整備するとすればどういった点が法的な論点になるのかという点についても御議論をいただきまして、10月中旬の中間的な議論の取りまとめを目指したわけでございますけれども、ブロッキングの法制度整備についての考え方、意見が分かれて、中間まとめという形での文書を取りまとめることができなかったという経緯でございます。

このあたりにつきましては、また座長お二人から御説明をいただけることと思っておりますけれども、検討会議において、総合的な海賊版対策として具体的に議論が行われた内容でございますが、簡単に御紹介しておきますと、資料1-2の目次をごらんいただきたいと思うのですが、第2章以降をごらんいただきますと、「1. ユーザー視点に立った海賊版サイト対策の基盤的な取組」としまして、著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、海賊版サイト対策の中心となる組織の設置。

また「2. 海賊版サイトの閲覧の防止・著作権者等による権利行使の実効性の確保のための環境整備」としまして、リーチサイト対策、著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロードの違法化、国際連携・国際執行の強化。

「3. サイト運営者以外の主体への働きかけを通じた海賊版サイト対策」としまして、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制、海賊版サイトに対する広告出稿の抑制、フィルタリング、アクセス警告方式、そしてブロッキング。こういった内容となっております。

以上、ごく簡単に経緯を御紹介させていただきましたけれども、引き続きまして、両座長のほうから、会議での検討状況について御報告をお願いできればと思います。

では、中村先生、よろしくお願いたします。

○中村座長 早朝からお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

この海賊版の対策の会議は、知財計画2018に今後の対策のあり方や方向性を総合的に検討すると記した事項を実行したものでございますが、中でもブロッキングの法制化をめぐる議論は大変な注目を集めました。

私は、これは知財という、著作権という憲法上の財産権と、通信の秘密という、これも憲法が保障する権利とが衝突をして、知財とITの両政策をどのように調整するのかという問いだったと認識をしております。それは今後ますます進展する情報社会の中で、知財とITが同居する領域をどう広げるのかという問いでもあったかと思うのですが、同時に、漫画・アニメ大国である日本がITの落とし子である海賊版にどう立ち向かうのか、世界にモデルを示せるのか。そういう問題でもあったと思います。

別添の資料1-2、今、説明があった1から3章は、タスクフォース、検討会議のこれまでの9回の議論を踏まえて修正した、現時点のものでございまして、検討会議委員の了解をとったものではないのですけれども、それ以上に、私は、お配りされているその次、資料1-3の前の議事録、60ページを超える第9回の議事録が重要だと思っております。これはいかにタスクフォースで濃密な議論がなされたのか、いかにこの問題が難題であったのか、いかに賛否両論の意見を忠実に酌み取ろうとしたのかということがあらわれているかと思えます。

それらを踏まえまして、資料1-1に座長メモとして、私と共同座長の村井さんとでメモを記しました。これは経緯などが書かれた後に5つの○がありますけれども、これが我々として書けたメモであります。

最初の項目は、正規版流通あるいは教育・意識啓発などについて、関係者が民間主導で連携して直ちに取りかかる。これを関係省庁が連携して支援をするということ。2つ目に、リーチサイト規制の法制化など、制度設計の検討を進めるということ。3点目に、継続・発展的な議論ができる適切な環境を引き続き整備することといたしまして、以上の措置を進め、その効果を検証すべきであると書きました。

ブロッキングに関する法制度整備については、意見がまとまらなかったという結論でございますが、ブロッキング以外の4つの○が重要だと考えています。今できる措置を進めて、効果を検証すべきだと。これについてはおおむね合意が得られたと認識しています。

具体的には、資料1-2の冒頭、目次にありますブロッキング以外の合計10個の項目ですね。2章の1ポツの3つ、2ポツの3つ、3ポツの4つですが、これがまとまって動き始めるというのが大きな成果であろうと思います。これは同時に、4月13日の政府緊急対策の状況を脱して、次の段階に進めるということでもあると思います。私は、2章の1ポツの(1)(2)(3)、この3つが重要な項目だと考えております。最初の教育・意識

啓発というのは長期的に重要な課題。これはユーザーの情報行動がユーザーの自由を守るという意味だろうと思います。ユーザーのリテラシーが保たれないと、逆に言いますと、ネットに規制が入ってくる。自由が狭まるということではないか。

2つ目、(2)の正規版の流通、これが中期的に大事なこと。漫画村のように魅力的な正規版ができないかということ。

そして、短期的に重要なのが3つ目、(3)の民間の連携体制です。今、微妙な信頼関係のもとにこの連携体制を構築しようという動きがあると聞いておりますけれども、政府には、この努力を後押しするように応援をいただきたいと思っております。逆に、強引な動きで民間の連携を壊すことがないようにお願いしたいと思っております。

この座長メモ1-1の真ん中あたりに書きました。今後、権利者、インターネット関係事業者、関係省庁等が連携して、海賊版の撲滅に向けて取り組んでいくことを心より期待する次第でございます。

私からは以上です。

○岸本参事官 中村先生、ありがとうございました。

それでは、村井先生、お願いいたします。

○村井様 おはようございます。慶應大学の村井です。

共同議長を拝命いたしまして、タスクフォースの議長としてかかわらせていただきました。議長としてのメモは今、中村座長がお話ししたとおりでございまして、私は技術的なインターネットの運営そのものにかかわってきたという立場からかかわらせていただいたと認識しております。その意味から言うと、サイトブロッキングというのは、インターネットの基本的な構造であるDNSにいわば本当の答えではない別の答えをさせるということで、一方では、これはサイバーアタックの技術であるサイバースクワットという技術ですから、それをISPの運用者に強要していくような仕組みというのは相当無理のあるソリューションです。そのため、ISPの理解と協力が必須の条件になるということは、私が最初の会議で申し上げさせていただいたことでございます。

そのことを前提にした上で議論が進みまして、本会議のミッションとしてブロッキングの法制化の整備が議論されているというのは事前に伺っておりましたので、まずは正規版のサービスが充実すること、これを1番に持ってきていただいて、2番目はほかの方法があるかどうかということを検討していただき、そして、3番目に最後の手段としてのブロッキングを議論するというので、委員の方々の中で合意をしていただいて、このとおりの議論の進め方をさせていただいたと認識しております。ブロッキングの法制化を進めるにしても、それが最後の手段であるということを担保した上で、そのことを進めるということは、全体の合意であったと思います。これは先ほど報告にあったとおりでございます。

結果として、ブロッキングの位置づけということは、今申し上げた3つの方法の議論の中で行われたものですが、やはり法制化としてのブロッキングをどのようにするかということの議論を尽くすというところまでは至っていないというのが私の印象です。つ

まり、ブロッキングをどうするかという議論では、対立が非常に大きかったので、法律としてのブロッキングに関する議論は十分尽くされなかつたろうと。そもそものブロッキングの位置づけが最後の手段であるということ、これは合意されていると思います。また、出版業界、ISPやユーザーサイドのいろいろなステークホルダーが強い使命のもとで海賊版対策に取り組むということ、この体制が極めて重要であるということは認識されていると思います。

先ほどの中村座長のお話の繰り返しになるかもしれないですけども、それぞれの産業のステークホルダーによる民間の連携が、強い使命を持って海賊版対策に取り組むことが不可欠だと思います。これは参加されていたタスクフォースの委員の方を含めて進み始めていると伺っておりますので、大変心強いと感じております。行政の役割としては、それを先ほどお話があったようなサポートを実施していくということだと思います。

私からの報告としては以上でございますけれども、もし法制化を進めるにしても、非常に重要な、法制化としての議論がさらに進められる必要があるのではないかと思います。そこには、このタスクフォースでの結論あるいはその合意ということは至っていないということでございます。

以上でございます。

○岸本参事官 ありがとうございます。

それでは、ここから自由討議に入りますけれども、ここからの議事進行につきましては、中村座長、お願いいたします。

○中村座長 では、今の報告を受けて御意見などがありましたら、きょうは挙手でいきたいと思いますので、挙手をお願いします。

川上委員。

○川上委員 残念ながら検討会議では合意に至らなかったのですが、私のほうから御指摘させていただきたいのが、最後の第9回の議事録、資料1-3がございまして、40ページに反対されていた森委員の発言が記載されています。それをごらんいただきたいのですが、ここでどういうことをおっしゃっているかといいますと、今回、ブロッキングに賛成派と反対派で意見が分かれまして、両論併記になるという方向が、森委員を初めとした9委員の方が反対されまして、両論併記すら認めないということなのですけれども、その根拠になっていますのは、そのようにすると、法制化が進むからであると。進む可能性があるんで、そうならないようにしたいというのがこの目的でして、こういったふうに、目的から結論をゆがめようとする動きがあったということは、非常にこれは残念なことだと思います。

もちろんブロッキングに関して慎重な議論が要求されるのは当然ではありますが、それについて、ちゃんと国民が判断できるような資料をつくるというのが検討会議の役割だと思いますが、そうではなくて、させないために資料の中身をコントロールしようとしたというのが実際に起こったことです。しかも、その過程で、第9回でも指摘させていた

だいたいのですが、反対派の人が根拠にされていた、例えばSimilarWebのデータが間違っているという資料は、これは非常にずさんなものでして、4つの証拠として書かれた英文の資料が全て間違っていました。全て逆のことが書いてありました。

そして、もちろんこれは報道とかでも、あちらこちらでも、漫画村の情報開示ができたという、基本的にはこの2点で強引に両論併記すら許さないというようなことをやったのですけれども、SimilarWebのほうは完全なでたらめでして、漫画村の情報開示に関しても、それ自体では残念ながらブロッキングが必要ないというようなことではなかったものなのです。そういうものを通じて、実際にはブロッキングを行わせない、法制化を行わせないために反対派の人たちが反対したということです。

いずれにせよ、海賊版の危機はいまだに続いております。現在、幸いにも世論が喚起されましたので、海賊版をやっている人たちも非常に慎重になっていまして、漫画村の後継サイトみたいなものも、出ては潰れるということが続いておりますが、とはいえ、常にそういった海賊版サイトは現時点でも成長を続けております。そういう意味では、海賊版の必要性は変わっておりませんし、ブロッキング以外に有効なものがあるのかというところの回答も実は検討会では得られていません。ですので、引き続きそこに関しては早急な対策を進めていただきたい。

それと、やはり賛否両論あるにせよ、事実に基づいた議論ができるようにしていただきたい。残念ながら、この検討会議においては、事実に基づいた議論ではなく、森委員がみずから語られているように、事実ではなく結果に基づいた議論をされようとするメンバーで実際には議論が進んでしまった。これは非常に残念なことだと思います。もちろん意見として、ブロッキングというものが、本当にすべきかどうかということはいろいろな要素がありますので、それについて法的な点とか、もしくはその利益衡量が本当に妥当なものかどうかということの議論をして、なおかつ技術的にもそれが正しいかどうかということもぜひ慎重に議論したいと思うのですが、残念ながらそのような事実に基づいた議論は、特に最終段階においてはされなかったということを、私は非常に残念に思っています。

以上です。

○中村座長 ほかにかがでしょうか。

瀬尾さん。

○瀬尾委員 私もタスクフォースの委員として出席させていただきました。非常に濃密な議論をしたと思います。また、サイトブロッキング反対の皆さんも真剣に内容を吟味されていたし、サイトブロッキングを推進するという立場からの意見もきちんと極められていたと思います。議論は、私は非常によく進んでいたと、参加している人間として思います。

ただ、幾つかあります。内容は、基本的にまとまらなかったことは一つの結論で、これは仕方がないと思いますし、賛否が割れたことは、これは一つの結論として受けとめるべきだと思います。ただ、最終回、報告書を出さないというのは、国の会議として、これはあり得ません。これは国民の税金を使って、皆さん、ここの前にいる課長さん、課長補佐

さん、その人たちがこれだけ並んだときの人件費をどれだけ食っているのですかと私は思います。私などは安いからいいけれども、その費用とかを全部積算して行って、9回積算してみてください。それで何も出さないという選択肢はない。

決まらなかったはありだと思います。いいも悪いもあつたはありだけれども、そのプルーフを出せなかった。出さないというのは、私は、これは極めて遺憾だと思います。少なくとも出席をしている中で、最後に時間がありませんでしたけれども、そのことだけはきちんとお願いをして退席をしました。

もう一つ、その議事の中でも、私は最後、時間を非常にやりくった上で、2時間のうちの1時間45分、8分の7出席をしました。ここで3章まで修文が行われています。つまり、3章まで修文が行われて、あとは座長さんがまとめた4章のみを残すときになって、そこまで修文を行っていながら、最後の15分以降、私が退席してから、私がいるから変わったとはいいませんけれども、いろいろな人が時間になればなくなりますね。それ以降の残り4章で、いきなりそれを出さないとしたという、議事に対するこれは妨害だと私は思います。そういうことをして、ルールを破ってまでその自分の正当であると主張される意見を通すのであれば、これは会議にはなり得ませんので、私は逆に、主張自体も認められなくなってしまうのではないかと。せつかくいい主張をなさっていらっしゃるかもしれないけれども、認められなくなってしまうのではないかと。少なくとも公に私は認めません。そういう意見は認めません。これは内容いかんではなく、その手段をきちんと踏まない、民主主義的なことを踏まないことについては、私はこれを認められないと思います。これは非常に強く申し上げたい。そういう議事があつたり、会議があつてはいけない。

それと、もう一点、事務局に対して不信感を大変言われていました。事務局が恣意的な行いをしていると。ただ、知財本部の中には総務省、電気通信事業法の管轄である総務省の課長さんたちだつて出ていらっしゃるわけでしょう。皆さん一体で政府ですね。彼らはその担当である総務省さんすら全く信じられないと言っているわけです。だから出さない。つまり、自分たちの管轄する法の担当役所すら信じられないでしょう。だったら、出てくるなど言いたい。もしくは出てきて意見をすることも、それに対しての委員としての資格は、私はないと思います。

今ここで、私は会議で言いたかったことを言っているのですが、皆さんに言ってどうかとは思いますが、参加したときに言えなかったこと、それと、そもそのことについて、会議のやり方については、ここではっきり申し上げておきたいと思います。このことを今、例えばマスコミの皆さんも来ていらっしゃると思う。フェアに書いてください。恣意的に書いて、これはお好きだから書くのは勝手だけれども、こういう事実があるのを、目をつぶっていいのですか。目的が正しかつたらいいのですか。手段は民主的でなくても、どこかで聞いた話ですね。大義を守るためにはどんな手段を使つても、民主的でなくても構わないとするのであれば、全てのこういった会議は成立し得ない。

私は、今回の中で、今回の海賊版対策の主要な部分であつた1～2章で合意ができたに

もかかわらず、それが実を結ばないということについて、極めて残念です。両座長には本当に感謝したいと思いますが、ただ、これだけのバランスのいい会議の結論を、最後の果実をとれるようにするのは今後の工夫になるのではないかと思いますので、ぜひ無駄にならないように、私は今後の運用をお願いしたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

議事進行の至らなさについては、座長として重く受けとめております。ほかにいかがでしょうか。

後藤さん、お願いします。

○後藤委員代理 本日、迫本社長の代理で出席させていただきます。CODAの後藤でございます。

私からは2点ございます。まず、私もタスクフォースに参加しました。タスクフォースでは種々の意見が出されたわけではありますが、村井先生、中村先生、そして住田局長を初め事務局の皆さんの御尽力によりまして、主な論点は明確になったというふうに認識しております。一方で、本来の目的である海賊版サイトをどうするかという問題ではありますが、現に新たな海賊版サイトが出現しているのも事実でありますし、また、Miomio、これはエンフォースメントしまして罰金刑が下がったにもかかわらず継続している。現在も運営しているサイトがいるという状況です。また、このMiomioに関しては、いわゆるセッション数も復活しつつあるという現実があるということでございます。ここは立ちどまることなく、サイトブロッキングの法制化というものを進めていただきたいと切に思うところでございます。

もう一点でございますが、ここの座長メモにもございますが、その他の対策という部分については共通の理解が得られているというところでございます。真に実効性あるものにしていくためにも、ぜひとも今後、民一民の活動につき、関係省庁の皆様から御支援をいただければというように、これも切に願うところでございます。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。タスクフォースの最終回では、瀬尾委員が退席された後、7時40分ぐらいまで続いたのです。たぶん1時間40分ぐらい、ずっと同じ議論が続いていまして、議事録をごらんいただけるとお分かりだと思いますが。私もけじめをつけて、結論、報告書は出すべきだということを申し上げ、瀬尾委員も山本委員もそのように言い残して退席されましたということを申し上げたのですけれども、ぜひ報告書を出せるようにしていただければと思っております。

2点申し上げたいと思います。この間、国内でのクラウドフレアの漫画村情報の開示訴

訟についての判決の報道がございました。対策として使える可能性が広がったということは大変喜ばしいことで、これから活用していきたいと思えます。ただ、一方で、少し報道によると誤解があるようなのですが、これがあるからもうほかの対策が必要ではないということではございません。運営者は幾らでも身元を偽ることもできますし、無償サービスは偽名で利用可能ですし、AniTubeやMiomioのように、身元を特定してもサイトの停止にはつながらない。つまり、サイト運営者の特定が海賊版サイトの停止を意味しないというケースもたくさんございます。したがって、事実に基づいた冷静な議論をしていくことが必要であると思えます。

サイトブロッキングの法制化につきましては、先ほど村井座長からも総括していただいたように、最終手段としての位置づけでございますが、既にタスクフォースの第3章のところで、主な論点は明確に整理してございますので、ここで立ちどまることなく最終手段としてのブロッキングの法整備の検討自体は続けていくべきであると思えます。また、そのようにお願いしたいと思えます。

もう一点ですが、そのほかの対策については、既に中村座長、皆様からも確認があったように、このタスクフォースの会議において共通理解が得られていると思えます。ですので、あとはこれを実効性のあるものにしていくことが大事だと思えますので、関係各省でしっかり検討していただきたいと思えます。

以上です。

○中村座長 福井委員、お願いします。

○福井委員 福井でございます。まずは事務局、そして両座長、本当に御苦労さまでございました。

今、幾つか御意見がありましたとおり、自分もブロッキングしか現実的な対策が残されていない場面というのは、海賊版においてあり得ると思っています。例えばクラウドフレアからの情報取得がこのところ報道されております。これは非常に有力な手段だと思うのですが、しかし、複数の御指摘があったように、例えば無償のCDNサービス、クラウドフレアにおいてもありますが、これを利用する海賊版サイトとか、あるいは身元がわかっていても本国で執行できなかったAniTubeのような事例、それから、そもそもCDNは使っていないとされるMiomioのような大規模サイトなど、やはりそれ以外の手段が必要になる場面はあり得るのです。

また、ブロッキングということの是非、とりわけ憲法上の議論、これについて、この社会の中でそうした議論が続いていくことにも賛成したいと思えます。これは情報社会の未来にとって必要な議論であり、整理だろうと思うのです。この点、上野タスクフォース委員が、そういう検討の場が今後どこかで必要ではないかとおっしゃっていたと記憶しています。この間、残された議論の経緯は座長のまとめを含めて全てネット上にも存在しており、決してそれが無駄になるということはないだろうと思えます。

そうではありますが、私は、まずは多くの関係者が合意できる対策を進め、それを実行

し、検証することを優先すべきだろうと思います。その意味で、両座長の御意見に賛成いたします。4月13日の閣僚会議の決定においても、関係者の理解を得つつ、ブロッキングの法制化を目指すと書いてあったわけであり、関係者の理解は残念ながら明らかに得られていません。ここで急いで法制化の議論を進めることは、対立を固定化してしまい、混乱を長引かせるだけであろうと考えます。まず、我々に必要なのは、他の対策の有効性も含めた情報の整理だろうと思うのです。

幸い、この間、新たな制度面、運用面、双方から多くの貴重な提案や情報提供がありました。その中には有効なものもあれば、いざ試してみるとそれほどでもないものもあるだろうと思います。そして、民一民での連携関係の準備は確かに進んでいると思います。我々は、その行方をまずは見定める必要があるように思います。ありがとうございました。

○中村座長 ありがとうございます。

宮島さん、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。関係者の方々の大変な御苦勞がにじむ議事録ですか資料でございます。私もできるだけ目を通しまして理解に努めたのですが、私の理解では、とにかくやはりみんなから考えても大きな問題が起こっている。コンテンツとか、そういう価値を揺るがす大きな問題が明らかに起こっている中で、伝家の宝刀に近いようなもの、できればしたくないし、それを抜くべきではないということが前提ながらも持っておくというようなものが、必要かどうかというようなことが問われているのではないかと、思って拝見していました。

そこをどう考えるかという議論がありまして、ご説明いただいた経過だと思うのですが、1つはやはり、まとまらなかったとしても、これで雲散霧消してしまうというのは違うのではないかと思います。一部の委員の方からは無期限の延期というようなことを提案されているようではありますが、結局何もしないということは、そこに起こっている問題に目を背ける、問題がそのまま継続するというところに、この委員会としてはなるわけで、もちろんほかのところで対策が進むにしても、ちゃんとこうした会議が行われた以上、民間の人たちがどのような取り組みをするかということをやちゃんとウオッチして、それに対して気をつけていると。民間の状況を見ているというような働きも求められているものではないかと思います。ですから、どのぐらい、この会議の状況の中でいつ、どんな形でというのを決めるのが難しいこともあるのかもしれませんが、これでもうそのまま物別れで散り散りになっておしまいというものだと、全体として会議の責任を果たせないと思います。特に前段のほう、合意した中には、ほかの対策の検討もよく見てからという部分もありますので、そこはきちんとキープしていただきたいと思います。

さらに、私は、この会議には、この問題のプロとしてではなく、国民の立場にたち国民の人たちにできるだけ伝えたいという気持ちから参加しているのですが、議論の中では物すごく重要な話をされているのです。一連の議論は、議事録が公開されているからいいのではないかと。まとめなくてもいいのではないかと。資料も出ているからいいではない

かというような御意見もあるのですけれども、国民に重要なことをお伝えしたいと思うときに、その姿勢でいいのかなと思いました。

つまり、国民の人は、ホームページに出ているものを全部読むような時間はないし、ましてや自分にとって専門ではないことを読むのには大変な苦勞があるわけで、政府や行政はこちらから常に働きかけて、わかりやすくして、賛成、反対があっても、意見が割れた状態であっても、論点を提示していくということを努め続けなければいけないと思うのです。けれども、この会議の中で出てきている話で、とにかく一部の方がまとめもせずと。出ているものを見ればいいでしょうというのは、大変乱暴です。やはりこれが国民にとって非常に重要な問題であり、これを国民の人たちにもちゃんと考えてほしいという立場からすれば、相当乱暴な意見だなと思い、一部の方がおっしゃっていたように、とにかく止めたいということを前提に意見を言っているのかなというふうにも感じざるを得ませんでした。

もちろんこの経過での意見交換は大変意味があると思っております、この議事を通じて、メディアを通じて、私たちもいろいろなことを知ることができるわけですが、メディアの役割はできるだけ中立にはしますが、やはりそこで記者の意見も入れますし、その会社のスタンスも入る可能性もあります。あと、それぞれのメディアの、どこに力を入れるかというバランスとか、いろいろな要素が入りますので、やはりメディアを通じて伝わるものとともに、そのきっかけとして、一応この膨大な議事録における議論を、会議としてはこういう内容ですということを示すことは、政府の会議をやる上で大きな責任ではないかと私は思います。

なので、座長のお二方がまとめに向かって本当に努力されて、御発言をされているのもよくわかりますし、それに対して物すごく抵抗があったなということもわかって、本当に大変だったなと思ひまして、今後への希望としては、やはり引き続き論点を明確に、国民のほうにわかりやすく発信をするということ。そして、雲散霧消にせず、ほかの、やはり進んだほうがいいというさまざまな取り組みについて、その動向をちゃんと注視しながら、どうすべきかということを中心にちゃんと判断する機能を持ち続けるということが大事ではないかと思ひます。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

タスクフォースの座長としては、資料1-2にありますように、中間取りまとめをしたかったですけれども、それができませんで、今も（案）がついたままでございます。これがまとめられなかったのは座長の至らなさでございますけれども、しかし、今、御意見がありましたように、国民にその内容を知らせるということも座長としての務めだろうということで、今回、このようなメモとして提出したということでございます。

また、この議論ですけれども、延期ということになっておまして、終了の宣言はしておりませんし、知財計画に基づいてこの検討をするという位置づけで、この委員会も評価・

検証をするという責務を負っておりますので、必要であれば、今後も議論は続けられるというたてつけになっているかと存じます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○村井様 私は委員ではないのに発言させていただきますけれども、座長としての補足です。

まず、川上さんの情報の正確さという話があって、これは議論の中でさまざま出てきた話でございます。やはり短い期間に委員が提出した数値やデータが正しいのかどうかということで、いろいろな説明もしていただきました。最初に3,000億でしたか、その数字が、金額が出てきたときも、それは多過ぎではないかということも議論に出てきたのですけれども、これも林先生が説明していただいて、知財の中で、そのコピーの数と価格を掛け合わせた金額を使うのが方法としてあるのもあってということの説明をいただいて、そういう説明とともに数字は議論されるべきだと思います。

したがって、そういう説明が十分ではないので、情報が不正確だというような議論があったのは事実ですけれども、今、申し上げたようなきちんとしたデータというのは、その裏づけの数値があれば正確な数値になりますので、そういったためには少し時間が足りなかったという側面もあるということも申し上げておきたいと思います。つまり、出てきた数値をいろいろ精査していく。こういう時間も必要だったのではないかと思います。

また、この知財の中で法制化の議論が責任であるということの御意見をいただきました。その中で、今回の話はここに書かれているとおりですけれども、リーチサイトだとかダウンロードの規制であるとか、法制度の中でもブロッキングを最後の手段とした法制化の順番があるのではないかとということが議論されていきましたので、そういう意味では、法制化の議論もきちんとされていたのではないかと思います。

もう一つ、気になっていることは、会議に参加していた方々から今ご発言をいただきました。この親委員会の中では6名の方がタスクフォースに参加していただいていたと思います。一方、タスクフォースの中では、これは議事録の中で出ているように、9名の方が連名で、何度か意見書を出しています。その9名の方はここには1名もいません。座長を除く委員は18名で、その半分を占める9名の方が意見書を出したので、座長としては無視できない意見になった。こういうことが背景です。

そのため、この部分もぜひ考慮していただきたいと思います。9名の方は、ここには1名も来ていないので、そこの意見を聞くことが難しくなっているのではないかと。また、この9名の方の書いた意見書は、本日の資料には入っていません。したがって、ちょっとそこの部分も気をつけて議論していただくとありがたいと思います。

それから、先ほど福井さんにおっしゃっていただいた検証が必要だという点と、分断を避けるということです。このことは本当に大切なことだと思います。もしブロッキングの法制化ができたとしても、これを実行するのはISPのエンジニア、運用のエンジニアなので

す。そうすると、この人たちが、本当に自分たちはある正義の目的でこれに取り組んでいるのだという思いを持っていないと、これは続きません。したがって、そのための環境の整備を法的にもしなければいけないということになると思いますけれども、そのためにはISPも交えた議論、あるいはプロセスが不可欠になると思うのです。ぜひその部分も考えて議論を進めていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 私も、この検証・評価・企画委員会で行うことは検証であると思っています。内容について、いわゆる延長戦みたいな形でやることについては、私は否定的です。ここではそういうことをすべきではない。なぜならば、ここは今、まさに村井さんがおっしゃるように、あそこでは私も推進派と言われましたけれども、私は真ん中にいたつもりなのですが、でも、そのようにきちんとステークホルダーがそろっていない状態で議論をやることは、これはフェアではないと思います。

ただ、私が申し上げたかったのは、会議として果たさなければいけない義務とか、信用すべき会議の主催者たちとか、そういうことについて疑義を持ったまま議事を行っていくということとか、それを公言するという事について、私は資質を問いますということをお願いしている。だから、そのように会議をやっていたら、どんなに会議をやっても何の結論も得られないのです。それを認めてしまったらね。これがもう一回繰り返されたら、タスクフォースをやっても税金の無駄遣いにしかならないのです。それはあってはならない。だから、検証したときに、私は、それだけはやめてくださいねと。内容でも言いましたけれども、中ではとめられなかったからやめてくださいと申し上げているし、それはルールですから、例えば3分話してくださいと言って、延びてしまってもしょうがないけれども、意図的にそれを30分引き延ばすことが行われたら会議はできない。

もう一つ、私はあのとき、9名のお話が出ました。やはり多数ということについては必要なことだと思います。つまり、多数決の原理ですが、決はとらないけれども人数のこともバランスをとるべきだと思いますので、そういった意味で、まず、根本のところを検証しないと、ちょっと会議としての体裁がなくなっていたので、結論については両方になったけれども、それはそれでいいとしても、非常に考えて運営をすべき点という教訓は得られたし、私は改善していただきたいということを申し上げたい。ただし、内容については、今、御指摘があったように、ここで踏み込んでもう一回蒸し返すべきではなく、これはこのままにするというのが、このまま報告なりなんなりを上げていくのはもちろん構わないかもしれないけれども、ここら辺についての議論はこのものではないように私は思います。

以上です。

○中村座長 はい。

○川上委員 9名の方の意見書について、もう一度指摘させていただきたいのですが、これがなぜ両論併記も認められないのかということの根拠は、それはそもそも立法事実を満たしていないから憲法違反だというのが大きな論旨です。その立法事実を満たしていないということの根拠というのが、先ほどから出ていますクラウドフレアが情報開示請求に応じた例があったということと、それと3,000億円の数字の疑義なのです。この両方とも、9回の会議では否定されているのです。それにもかかわらず、その9名の、それを前提とした上での9名の意見書の内容が実際には尊重された。そのような経緯を経ているということは、御理解いただきたいと思います。

つまり、根拠のないことを前提とした意見書だったわけですよ。こういうものがもし今後続くのであれば、要するに、根拠なしに、ただ数を集めてやればいいわけですから、それが後から否定されても関係ないというようなことが実際に行われたわけですから、今、延期されたということですが、これがもし再開されるのであれば、少なくともその9名の方には、同じようなことはしないというように誓約をしていただきたいですし、そういうことがされるということであれば、やはりそれは委員から外していただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ほかにいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

○福井委員 多くの貴重な意見が出たと思います。宮島さんの御指摘にあったとおり、民間の動きを今後ウオッチしていくということは非常に重要だと思います。その結果が将来の議論に必ず資することになる。そのように思います。

また端から見てきた身としては、この座長メモを出すというのが本当に両座長の努力のぎりぎりの線だったなという実感を私は持っておりますけれども、これは評価の分かれるところかもしれません。村井座長がおっしゃったとおり、データの正確性ということを検証していく作業に賛成いたします。そのためには、我々にはもっと時間が必要なのだろうなと思います。

そして、最後に、瀬尾委員のおっしゃったとおり、ここで延長戦をやるべきではない。それは恐らく別の場の役割なのだろうと思います。

以上です。

○中村座長 ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

○瀬尾委員 ただ、ここにある、この書類、先ほど宮島委員からもお話ししましたけれども、これをこのままどうするのですかということになる。これは一つの結論なのだから、これをどうにかするということ。これを検証したという事実とか、そのようなことについてはある程度きちんと何らかの形で、事実を正確に伝えたまま埋もれさせてはいけなと思いますので、それをどうしていくかについては最適な方法を、ちょっと私も今、思いつかないのですが、この事実を公にすること。どうやってオーソライズするかはわからないけれども、決してこれでわかりませんでしたからこのまま埋もれました、終わりですとい

うことではない形にしていきたいと思います。それは8回、9回の結晶ですから、このところは御考慮いただきたい。

○住田局長 ありがとうございます。今の点がちょっとこれからどうするかということに関して、非常に重要な点の一つかと思います。

事務局からコメントとなりますが、タスクフォースの際には、やはりせっかくこれだけのことを議論してきたのであるから、広く国民の皆様のお意見をお聞きするべきだと。こういうことから、パブリックコメントをどうするのか。こういう議論もあったわけですが、これは先ほどの宮島委員の指摘とも少しかぶるかもしれませんが、これについても議事録のどこかに出てくるとは思います。パブリックコメントはすべきではないのだという御意見もその場でございまして、まさに議事録があるのだからそんなものはやる必要はないのだ。こういう御意見をいただいておりますものですから、したがって、そういう明示的な意見がある中で、これをそのままパブリックコメントにかけるとするのは、なかなか容易ではないかと思いますが、先ほど御指摘がございましたように、論点をはっきりさせた上で、何らかの形で国民の皆様にも知らせていくべきだということも、またこれも非常に重い御指摘だと思います。

まずは今回の、この検証・評価・企画委員会の資料は、これは全てオープンになるというものと理解しておりますので、今回の座長のメモ、別添、それから、議事録といったものは、この検証・評価・企画委員会の資料としては見られるような状態にはなるわけですが、さらにそれに加えてどのようなことをしていくべきかということについては、またきょうの場でも、きょうの場も含めて、検証・評価・企画委員会として何をやるかということは、ぜひ御議論いただければと思うわけですが、先ほどの宮島委員の御議論にもあったように、確かにこれを全部ぼんと見せられてもわからないではないかということも、これも大変御指摘のとおりでありますから、仮に何らかの形で意見を問うようなケースにおいては、ある程度何についてどう思いますかと聞きたいのかということについては、最低限ははっきりさせなければいけないのかなというふうに内々は思っておるところでございますが、では、いつのタイミングでそれをやったらいいのかということについては、これはまた検証・評価・企画委員会としての御議論を踏まえて考えていきたいと思っております。

したがって、この紙自体の御意見を聞くというよりは、これはあくまで検討会議で行われた議論ということになりますから、その御意見を伺うときには、これはある種の参考のような位置づけになるのかもしれませんが、何らかの形で、検証・評価・企画委員会で国民的な御意見をお聞きするということになる場合には、論点はある程度はっきりさせないといけないのかなと思います。

それから、もう一つ、ちょうどいい機会ですからつけ加えて申し上げますと、ブロッキングのところも別にそうだからどうというわけではないのですが、法制的な論点が、この資料1-2の別添、68ページ以下にかなりボリュームがあって書いてあるわけでありまして、これについて、検討会議で何も議論しなかったのかということ、決してそんなこと

はないということは皆さん御承知のとおりでありまして、かなり興味深い論点がいろいろと出てきていまして、先ほどの論点ということについて申し上げると、仮に法律をつくって終わりではないかということであるとした場合において、その最後の手段としての法律をつくったほうがいいではないかということを考えるとした場合においても、いろいろな手続であるとか要件であるとか、例えばもともと憲法違反になってはいけないという話があって、85ページあたりにはそれがどうしたら合憲になるのか、あるいはどの条件を外すと違憲になってしまうのかということについても4～5ページにわたり、かなり整理をさせていただいた部分がございます。

また、実際に、裁判でやるのか、行政が決めるのかといった議論とか、さらには対象のサイトをどれくらい縛っていくのか。これは92ページあたりに書いてありますが、そういったばくつと法律がどうかという問題というよりは、もう少し絞り込んで、本当にもし法律のことを考えるとすれば、どういうことを考えなければいけないのかということについて、かなり論点としてはいろいろと議論も行われたし、書かれていることがあるということは申し添えたいと思いますし、今後、いろいろな形で国民の皆様の御意見をお聞きするというような機会があるのだとすれば、そういった点は、ある意味で分かれ道になるようなところですね。どこが分かれ道になるのかということころは、少なくとも少しずつ明らかにしながら進めていくということが必要になるのだらうと思います。

ただ、今、これをすぐパブリックコメントに出すかということ、決して私はそのではないと思いますが、検証・評価・企画委員会でもよくきょうの御意見なども踏まえて、今後どうしていくかということをお議論いただければと思うわけでありまして。

先ほどもございましたように、ブロッキング以外の対策についての検証をちゃんとやれということは、これは大変重い宿題だと思っておりますし、ここもまず、やらずして前に進むということにはならないと思っておりますので、ここは明らかにみんなで頑張って、対策を進めて、その効果を検証するということは、今すぐにでも始めなければいけないことなのだらうなと検討会議の議論を踏まえて事務局としても思っておるところでございますし、それをどういうやり方でやっていけばいいのかということも、これもこれから政府部内でもよく検討して、決めていきたいと思っております。

ただ、今回の議論、特に効果があるかということころの検証ということになりますから、やはり著作権がどれだけ保護されるのか、権利者がどれだけちゃんと守られるのかということころが非常に重要であるということは間違いのないと思っておりますので、その検証をやる部隊が効果を検証する部隊というのが、この場なのか、あるいはもうちょっと違うグループをつくるのかということについても、これから一番よいやり方を皆様の御意見も踏まえながら決めていきたい。議論させていただきたいと思っております。

とりあえず、私のほうからは以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

何かコメントはほかにもございますでしょうか。

○福井委員 局長の御指摘のとおり、私も今、パブリックコメントを行える状況では到底ないように思います。今、行っても、社会の中で、ブロッキングについてどちらにつくのだという対立を固定化してしまうだけであって、それは混乱を長引かせるだけだろうと思います。そもそもさまざまなデータや実効策がこれだけ上がっている中で、その検証なしにコメントを求められても、客観的な意見が集まるという気がいたしません。まさにそういうさまざまな海賊版対策の提案、そうしたことの企画や検証がこの委員会のやるべき任務だろうと思うし、ぜひ正規版の流通促進策について、多くの貴重な提案がこのところ見られるようですから、これを次期のテーマとして重視していければというふうにも思います。

ありがとうございます。

○中村座長 ほかによろしいでしょうか。そろそろこの件はよろしいですか。

きょうは海賊版を議題といたしましたけれども、きょうからコンテンツの新しいラウンドに入るといってございまして、ほかのことも結構ですが、今後、このようなことを議論すべきではないかというようなことがあれば、お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○瀬尾委員 この海賊版とも当然かかわってくるのですけれども、クールジャパンということで、ずっと日本発のコンテンツ制作をやってきました。やはり正規版流通が今、重要だと言われているのだけれども、クールジャパンが次のステップにどう動いていくのか。つまり、2020年オリンピック、非常に重要なイベントを利用できると言ったら怒られてしまいますけれども、オリンピック・パラリンピックは非常に日本にとって、コンテンツにとっても重要な局面になってくる。そのときに、戦略はこれまでの戦略と、やはり一歩進んだ戦略の中で、コンテンツを海外にも国内にも、またはインバウンドと融合させる。そういった新しい戦略をつくっていく時期だろうし、実はちょっともう遅目かもしれないと思っています。

ですので、コンテンツ戦略自体をもう一歩進めるような形で、新しい時代に向けて形づくっていく。それがあある意味で言えば、逆にこういった海賊版対策にも裏返しでなっていくわけなので、クールジャパンも大分長く続いてきましたので、そこはやはり一歩進める形の新しい施策への脱皮をぜひ今回の検証・評価・企画委員会の企画の中でできていったらいいのではないかと。非常にそれは希望いたします。いいチャンスなので、このタイミングを逃して2020を超えてしまうと、また違った局面になってしまう。非常にいい局面なので、お使いいただきたい。クールジャパンという名前自体を含めて、一歩進める施策ができればという希望を持っていますので、御考慮いただければと思います。

○中村座長 川上さん、お願いします。

○川上委員 ブロッキングの件も、これもグローバル化の中で、コンテンツをどのように守っていくのかという、その国内のルールとグローバルのルールとのせめぎ合いの中の問

題だと思えるのですけれども、やはりコンテンツそのものは、なかなか国が口を出してどうこうということは非常に難しいところがある分野ですので、競争環境の整備について進めたいと思います。

具体的には、やはり今、一番の問題は、ちょうど中国のODAがやっと打ち切られるみたいなニュースも聞きましたけれども、いまだにコンテンツに関して中国は、もはや例えば漫画とかアニメとかでも、日本を凌駕するものをつくり始めています。それにもかかわらず、国内市場は開放されていません。クールジャパンということなのですが、クールジャパンの魅力は、一つはアジアの文化を先進国として日本が世界で代表していたことから来るボーナスが非常に大きかったと思うのです。ところが、もはやアジアの文化の代表選手は日本だけではありません。中国もそうですし、韓国もそうです。そういった中で、日本がアジアにおいて進出するのに最大のマーケットである中国に全く進出できない状況であるというのは非常に大きな問題で、この状態ですと、日本、クールジャパンというものに非常に似た、クールチャイナみたいなものとの競争に巻き込まれていって、向こうのほうがベースの経済圏が大きいという状況にあるのです。このことにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

その他も、私としては、例えば一つ、ネットでどこまで日本の国の法律が適用されるのかという問題がブロッキングの問題だと思えるのですけれども、その問題は著作権だけではありません。例えば特許権でも、日本の特許を侵害するウェブサービスは日本でサービスをしていいのかみたいな、そういう問題もあると思うのです。そういった問題にも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○住田局長 御指摘ありがとうございます。

瀬尾委員から御指摘のございましたクールジャパンなのですが、知財本部、知財事務局におきましても、昨年以來、クールジャパンのこれだけ広がってくる中で、一方で、品質というか、何かとにかくクールジャパンと言えれば何でも日本のものは売れるのだ的な、そういう誤解も非常に大きくなってきているところがございますので、もう一度最低限の品質管理というか、そういうことに何らかの形でくさびを打っていかねばいけないなと考えているところで、そのクールジャパンというものの基本をどう考えるかということも大分議論をしてみました。ことし6月に取りまとめをいたしました知財戦略ビジョンにおきましても、クールジャパンの戦略についての考え方はある程度示すことができたかなと思いますので、いよいよこれから、それをさらに詳細化、具体化をしていくということで、御指摘も踏まえまして、この検証・評価・企画委員会でもしっかりと扱っていきたいと思いますし、その場合、個々の、このコンテンツはどうだ、これはどうだ、これはどうだというよりは、むしろクールジャパンというものの自体の思想というか哲学というか、

あるいは切り口というか攻め口というか、今、川上委員からも御指摘がございましたように、中国との関係で何を差別化するのかということなのかもしれませんし、日本らしいものが何なのかということかもしれませんが、そういうことも含めて御議論をいただければと思います。

また、一方で、これは全く御参考までですけれども、ことしの春の段階では、クールジャパンの党のほうの議論も、与党における議論もありまして、何らかのクールジャパンにかかわる法律をつくろうではないかと。このような動きもあって、実際に与党の手続は春の段階で一応できているわけでありましてけれども、今後、その法律がどういうタイミングで提案されていくかということはまだわかりませんが、そういった動きともうまく協調しながら、政府としてもしっかりとした戦略を組み立てるということをやっていきたいと思いますので、御指摘も踏まえまして、ことしのラウンドではクールジャパンについてもより活発に御議論をいただき、何らかのものをまとめていくということをしたしたいと思います。

あと、川上委員のおっしゃった、ネット絡みの法律の越境適用というか、適用範囲、適用エリア、地域の問題ということなわけですけれども、これはネットの問題、コンテンツの問題にとどまらず、多分、データの問題とか、そういう問題を含めて、まさに知財本部検証・評価・企画委員会で、これはコンテンツのほうなのか、産業競争力のほうなのか、あるいは合同で議論すべきなのかということも含めて、よく事務局で少し整理をしながら、まず、議論を始めていくということをお願いできればと思います。

○中村座長 どうぞ。

○村井様 今の局長のお話はとても重要だと思います。やはりデジタルデータが流通する基盤というのがインターネットであり、インターネット以外のことと様々連動しているのがデジタルコンテンツの流通なので、経済全体にインパクトがある。そういう意味では、内閣府で行われているこの会議が、ほかの省庁やほかの施策と連携していただくことが大変重要ではないかと思えます。

コンテンツに関して言うと、今、トラフィックで一番多いのは動画です。様々な動画が世界を飛び越えて流通し始めていて、そういう中で、日本の動画がどういう力を持つてくるのかということが大変重要になると思えます。このこと自体も、例えば映画のロケ費用の税金をうまく調整することによって、ロケを呼び込み、聖地巡礼のようなことが起こり、ツーリズムと連携をしていく。つまり、これは他省庁の施策との連携によってデジタルコンテンツが大きな影響を及ぼしていくということで、そういう意味での広目の視点を持つてるのは内閣府でのこの知財の会議ではないかと思えますので、ぜひそれも検討していただけるとありがたいと思えます。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。少し早目ではありますけれども、では、そろそろきょうの会合をこのあたりでお開きにしたいと思います。この委員会は検証・評価・企画委員会でありまして、今後、この海賊版対策を含む知財計画2018の検証・評価、それから、来年の

知財2019の企画に進んでいくこととなりますので、引き続き御参加、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

最後に住田局長からお願いします。

○住田局長 きょうはどうもありがとうございました。

最後に村井さんからメールを送っていただきまして、実は、ロケ誘致のことは一生懸命やっています、来年度予算で少しでも何らかのことができないかというようなことも含めて、今、しゃかりきになって検討しておるところでございまして、ありがとうございます。応援演説をいただいて、意を強くいたしました。

いよいよこれからまた2019に向けまして、活発に御議論をいただくこととなりますし、その際の非常に大きなテーマの一部をきょうもさまざまな形で御議論いただきまして、ありがとうございます。また、きょうの御意見も踏まえながら、政府として何をしていくべきかということは、政府の部内でも内閣府が旗を振りながら、関係部局とも調整しながら、また、IT本部とも上手に連携をしながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○中村座長 ありがとうございます。

村井さんも、きょうはどうもありがとうございました。

事務局から、今後の予定についてお願いします。

○岸本参事官 次回の予定ですけれども、産業財産権分野との合同会合を11月の下旬に予定しておりますが、詳細な日時、場所等につきましては改めて御案内させていただきます。

○中村座長 では、閉会いたします。どうもありがとうございました。